

羽村市史編さん委員会委員委嘱状交付
及び第1回羽村市史編さん委員会次第

平成26年10月3日(金)
午後7時～
羽村市役所特別会議室

- 1 委嘱状交付
 - (1) 委嘱状交付

 - (2) 市長あいさつ

- 2 市史編さん委員会
 - (1) 委員紹介

 - (2) 委員長及び副委員長の選出

 - (3) 記録の作成及び傍聴等について

 - (4) 羽村市史編さん事業について

 - (5) 『羽村市史』の構成と内容について

 - (6) その他

次回会議予定

平成27年2月上旬

<配布資料>

第1回羽村市史編さん委員会 次第

羽村市史編さん委員会席次表

【資料1】 羽村市史編さん委員会設置要綱

【資料2】 羽村市史編さん委員会委員等名簿

【資料3-1】 羽村市審議会等の会議録の作成及び公表等に関する基準

【資料3-2】 羽村市史編さん委員会の傍聴に関する定め（案）

【資料4-1】 羽村市史編さん事業について

【資料4-2】 羽村市史編体制について

【資料4-3】 羽村市史編さん事業のスケジュール（案）

【資料4-4】 羽村市史編さん事業予定経費

【資料5】 他市における市史等の構成と内容

資料保存用ファイル

席次（特別会議室）

H26. 10. 03 羽村市史編さん委員会委員辞令交付

ド ア

市長 教育長
並木 心 桜沢 修

市史編さん委員会
顧問
櫻沢一昭 氏

事務局

市史編さん室

市史編さん委員
教育委員会委員長
島田哲一郎 氏

市史編さん委員
文化財保護審議会会長
白井裕泰 氏

市史編さん委員
農業委員会会長
宮川 修 氏

市史編さん委員
商工会会長
増田一仁 氏

市史編さん委員
町内会連合会長
伊藤保久 氏

市史編さん委員
第1部会長
深澤靖幸 氏

市史編さん委員
第2部会長
白井哲哉 氏

市史編さん委員
第3部会長
浜田弘明 氏

市史編さん委員
第4部会長
白井正明 氏

市史編さん委員
第5部会長
菊池健策 氏

席次（特別会議室）

H26. 10. 03 第1回羽村市史編さん委員会

ド ア

市史編さん委員会
委員長

氏

市史編さん委員会
副委員長

氏

市史編さん委員会
顧問
櫻沢一昭 氏

事務局

市史編さん室

市史編さん委員
教育委員会委員長
島田哲一郎 氏

市史編さん委員
文化財保護審議会会長
白井裕泰 氏

市史編さん委員
農業委員会会長
宮川 修 氏

市史編さん委員
商工会会長
増田一仁 氏

市史編さん委員
町内会連合会長
伊藤保久 氏

市史編さん委員
第1部会長
深澤靖幸 氏

市史編さん委員
第2部会長
白井哲哉 氏

市史編さん委員
第3部会長
浜田弘明 氏

市史編さん委員
第4部会長
白井正明 氏

市史編さん委員
第5部会長
菊池健策 氏

羽村市史編さん委員会設置要綱

(設置)

第1条 羽村市史（以下「市史」という。）編さん事業を円滑かつ効率的に推進するため、羽村市史編さん委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市史編さんに係る次の事項を所掌する。

- (1) 市史の監修に関すること。
- (2) 市史の構成及び編集に関すること。
- (3) 市史編さん本部への意見具申に関すること。
- (4) その他市史編さんに関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 羽村市教育委員会委員 1人
- (3) 羽村市文化財保護審議会委員 1人
- (4) 羽村市農業委員会委員 1人
- (5) 羽村市商工会を代表する者 1人
- (6) 羽村市町内会連合会を代表する者 1人

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合は、速やかに後任者を補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(顧問)

第7条 委員会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、市史編さん事業に関し必要な助言を行うことができる。

3 顧問は、羽村市の歴史と文化に造詣が深く、市史編さんに関し見識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

4 顧問の任期は、市長が別に定める。

(意見聴取)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会の設置)

第9条 委員会に部会を置く。

2 部会は、市史編さんに係る次の事項を所掌する。

(1) 市史の編集に関すること。

(2) 市史編さんに必要な資料の調査、収集及び整理に関すること。

(3) 市史の執筆に関すること。

(部会の構成)

第10条 部会の構成は、次のとおりとする。

(1) 羽村市の原始・古代・中世を担当する部会(第1部会)

(2) 羽村市の近世を担当する部会(第2部会)

(3) 羽村市の近代・現代及び戦後における地方自治の変遷等を担当する部会(第3部会)

(4) 羽村市の地形・地勢・気候・動植物相等を担当する部会(第4部会)

(5) 羽村市の民俗を担当する部会(第5部会)

(部会の組織)

第11条 それぞれの部会に部会長を置く。

2 部会長は、委員会委員のうち学識経験者をもって充てる。

3 部会に副部会長、部会員、市史編さん主任調査員及び市史編さん調査員(以下「部会員等」という。)を置くことができる。

4 部会員等は、羽村市の歴史と文化に見識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(謝礼)

第12条 市長は、委員、顧問及び部会員等に対して予算の範囲内において謝礼を支払う。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、市史編さんに関する事務を所管する部署において処理する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年5月16日から施行する。

羽村市史編さん委員会委員等名簿

平成26年10月3日現在

区 分	氏 名	備 考
顧問	櫻 沢 一 昭	前羽村市文化財保護審議会会長
学識経験者	深 澤 靖 幸	第1部会長 府中市郷土の森博物館学芸係長
	白 井 哲 哉	第2部会長 筑波大学教授
	浜 田 弘 明	第3部会長 桜美林大学教授
	白 井 正 明	第4部会長 首都大学東京准教授
	菊 池 健 策	第5部会長 都留文科大学非常勤講師
羽村市教育委員会	島 田 哲 一 郎	教育委員会委員長
羽村市文化財保護審議会	白 井 裕 泰	文化財保護審議会会長
羽村市農業委員会	宮 川 修	農業委員会会長
羽村市商工会	増 田 一 仁	商工会会長
羽村市町内会連合会	伊 藤 保 久	町内会連合会会長

羽村市審議会等の会議録の作成及び公表等に関する基準

平成17年2月22日羽企広発第12870号

(目的)

第1 この基準は、羽村市情報公開条例（平成15年条例第23号。以下「条例」という。）第29条第1項の規定に基づき、審議会等の会議録の作成及び公表等について、必要な事項を定め、もって市政情報の公開を図り、市政への市民参画の推進に資することを目的とする。

(会議録の作成等)

第2 羽村市審議会等の設置及び運営に関する指針（以下「指針」という。）第2に規定する審議会等（以下「審議会等」という。）の会議を開催したときは、その会議の内容を記録するものとする。

2 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載し、会議終了後速やかに調製するものとする。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 開催日時及び開催場所
- (3) 出席者及び欠席者の氏名
- (4) 会議に付した案件
- (5) 会議の内容
- (6) その他当該会議において必要と認めた事項

(会議内容の記録方法等)

第3 第2第2項(5)に規定する会議の内容についての記録方法は、あらかじめ審議会等の長が当該会議に諮り、決定するものとする。

(会議録の様式)

第4 会議録は、別記様式に準じて作成するものとする。

(会議録の公表等)

第5 会議録は、決裁後速やかに、審議会等を所管する課の窓口で閲覧に供するとともに、市のホームページへの掲載により公表するものとする。ただし、当該会議録の記載事項の公表等について法令若しくは条例で別段の定めがあるとき又は記載事項が条例第7条各号に規定する不開示情報に該当するときは、この限りでない。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

羽村市史編さん委員会の傍聴に関する定め（案）

羽村市史編さん委員会

平成 26 年 月 日

（趣旨）

第 1 この定めは、羽村市審議会等の設置及び運営に関する指針（平成 15 年 10 月 1 日羽企企発第 8243 号）に基づき、羽村市史編さん委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

（傍聴人の定員）

第 2 傍聴人の定員は 10 名以内とする。

2 傍聴希望者が定員を超えるときは、先着により決定する。

3 第 1 項の規定にかかわらず、委員長は、会議を開催する場所の状況により、定員を変更することができる。

（傍聴の事前周知）

第 3 委員会を開催する場合は、開催日時、開催場所、傍聴者の定員その他必要な事項を広報紙及び公式サイト等を利用し、事前に市民に周知するなど市民の傍聴を得るための工夫に努めなければならない。

（傍聴の手続き）

第 4 傍聴人は、会議の当日、所定の場所において、委員会傍聴申込書に自己の住所、氏名及び連絡先を記入しなければならない。

（傍聴人の入場）

第 5 傍聴人は、指定された場所に着席しなければならない。

（会議場への入場禁止）

第 6 次の各号の一に該当する者は、会議場に入ることができない。

（1）人に危害を加えるおそれのあるものを携帯している者

（2）酒気を帯びていると認められる者

（3）議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者

（4）その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴することができない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りではない。

（傍聴人の順守事項）

第 7 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

（1）委員の発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

（2）静粛を旨とし、談論、高笑等、会議の進行に影響のある言動をしないこと。

（3）会議の妨害となる行為をしないこと。

（4）傍聴により知り得た情報により、委員会若しくは特定委員を中傷するような行為又は類する行為を行わないこと。

（5）傍聴席において写真、映像等の撮影又は録音をしないこと。

- (6) 会議中にみだりに席を離れないこと。
- (7) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (8) 帽子、腕章、鉢巻き等を着用しないこと。
- (9) 携帯機器等の無線機器を使用しないこと。

(傍聴人の退場)

第8 委員長は、傍聴人が前項の規定に違反したときは、退場を命じることができる。

2 傍聴人は、退場を命じられたときは、直ちに退場しなければならない。

(会議の非公開)

第9 委員長は、委員会の決定により、その日の会議の全部または一部を非公開とすることができる。

(委任)

第10 この定めによるもののほか、委員会の傍聴等に関し必要な事項は、会議で決定する。

付 則

この定めは、平成26年 月 日から施行する。

羽村市史編さん事業について

1 市史編さんの趣旨

羽村市には、『西多摩村誌』、『羽村町史』という、先人が英知を結集し編んだ、優れた自治体史があります。古代からの羽村の人々の営みを明らかにし、将来のまちづくりへの明らかな指針となっています。

現在、羽村市では、「ひとが輝き みんなでつくる 安心と活力のまち はむら」を将来像として、第五次羽村市長期総合計画によるさまざまな施策を進めています。また、羽村市生涯学習条例に基づき、「楽しく学び つながり 活かす 生涯学習」を基本理念とした羽村市生涯学習基本計画を定めています。

この中では、市民と行政が、それぞれの役割を担い、ともに課題解決のため、わかりやすい市政情報の提供を推進するとともに、市の貴重な歴史と文化を次世代に伝え、それらを守っていくことのできる態度や能力の育成を掲げています。

このようなことから、市ではこれらの実現のため、平成 33 年度の市制施行 30 周年に合わせ、新たな「はむら」の創造に資する『羽村市史』を編さんすることとしました。

2 市史編さんの目的（『羽村市史』がもたらす効果）

『羽村市史』を刊行することによって、次のような効果を期待します。

- (1) 市制施行 30 周年に向け、市民意識の高揚を図ります。
- (2) 市民の郷土羽村に対する理解と愛着を深めます。
- (3) 先人が築き発展させてきた思いと歴史を次代に継承していきます。
- (4) 貴重な遺産を新たな「はむら」の創造に繋げていきます。

3 市史編さんの基本方針

市史は、次の基本方針により編さんします。

- (1) 戦後の羽村の歩みを、様々な角度からアプローチして記録します。
- (2) 『羽村町史』編さん事業の課程で蓄積された資料、その後に蓄積されてきた資料や調査・研究の成果を十分に活用します。
- (3) 地域に埋もれている未発見の資料を掘り起こし、活用します。
- (4) 羽村の歩みに関する事柄について、市域に限定せずに幅広く調査し、活用します。

4 市史編さんの編集方針

『羽村市史』が広く活用されるため、次の方針に基づき編集します。

- (1) 歴史学の分野にとどまらず、自然に関すること、生活の移り変わりなどの視点、市民生活の視点を取り入れていきます。
- (2) 市民の生涯学習活動に広く活用できるよう、誰にでも読みやすく、見やすく、理解

しやすい記述の方法を取り入れていきます。

- (3) 羽村の歩みを、原始古代の時期から書き起こし、原則として第四次羽村市長期総合計画が終了した時期までを記述します。

5 市史の構成

『羽村市史』の構成は、次のとおりとします。

(1) 通史編 3巻

- ①原始～近世編（第1部会・第2部会）
- ②近代～現代編（第3部会）
- ③自然・民俗編（第4部会・第5部会）

(2) 資料編 4巻程度

その他、学校教材となるダイジェスト版、索引版等の刊行を検討します。

6 市史の刊行計画

『羽村市史』は、次の計画により刊行します。

平成30年度…資料編2巻程度（内容未定）

平成31年度…資料編2巻程度（内容未定）

平成32年度…通史編「原始～近世編」／通史編「自然・民俗編」

平成33年度…通史編「近代～現代編」

7 市史編さんの組織（別紙資料参照）

市史編さんに係わる組織は、次のとおりとします。

(1) 庁内組織

①市史編さん本部

市史編さんに関する総合的な調整及び決定を行う。

②市史編さん室

市史編さんに関する事務局。

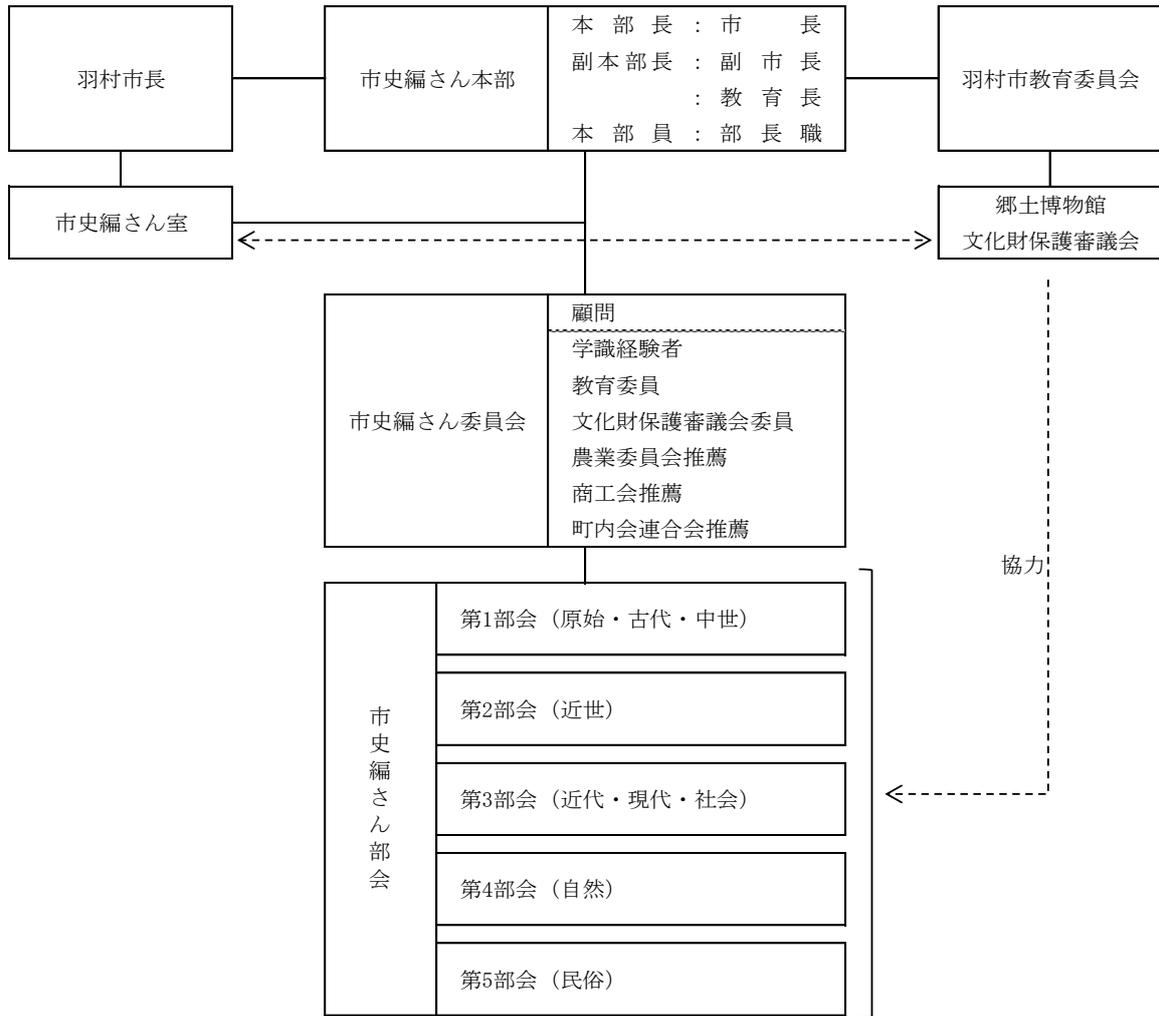
(2) 外部組織

①市史編さん委員会

学識経験者、羽村市教育委員会委員、羽村市文化財保護審議会委員、市内の活動団体からの推薦者等により組織され、市史の構成や編集内容について協議し市史編さん本部へ具申すること及び市史の監修を行う。

②市史編さん部会

市史編さん作業の実務を担い、調査・整理作業を推進し、市史の原稿を執筆する。



市史編さん体制イメージ図

8 市史編さんと市民協働

市史編さん事業の推進には、市民生活からの視点が欠かせないため、次の方針に基づき市民協働を進めます。

- (1) 正確に効率よく進めていくための組織を整備し、市民参加はもちろん、様々な分野からの参画を促します。
- (2) 市内に埋もれている貴重な資料を発見し、活用していくための情報提供を呼び掛けます。
- (3) 市史編さん事業を身近に感じて、自らの経験や知識を広く活用できるよう市民参加の場を多く設けます。

9 市史編さんの広報活動

市史編さん事業とその成果を広く周知し、事業へのご理解とご協力を得るため、広報活動を展開します。

- (1) 市の広報誌や公式サイトを活用し、情報発信に努めます。
- (2) 市史編さん事業を身近に感じてもらう市史編さんに関する広報紙を作成し、広く配布します。
- (3) 調査研究成果を発表する機会を設けます。

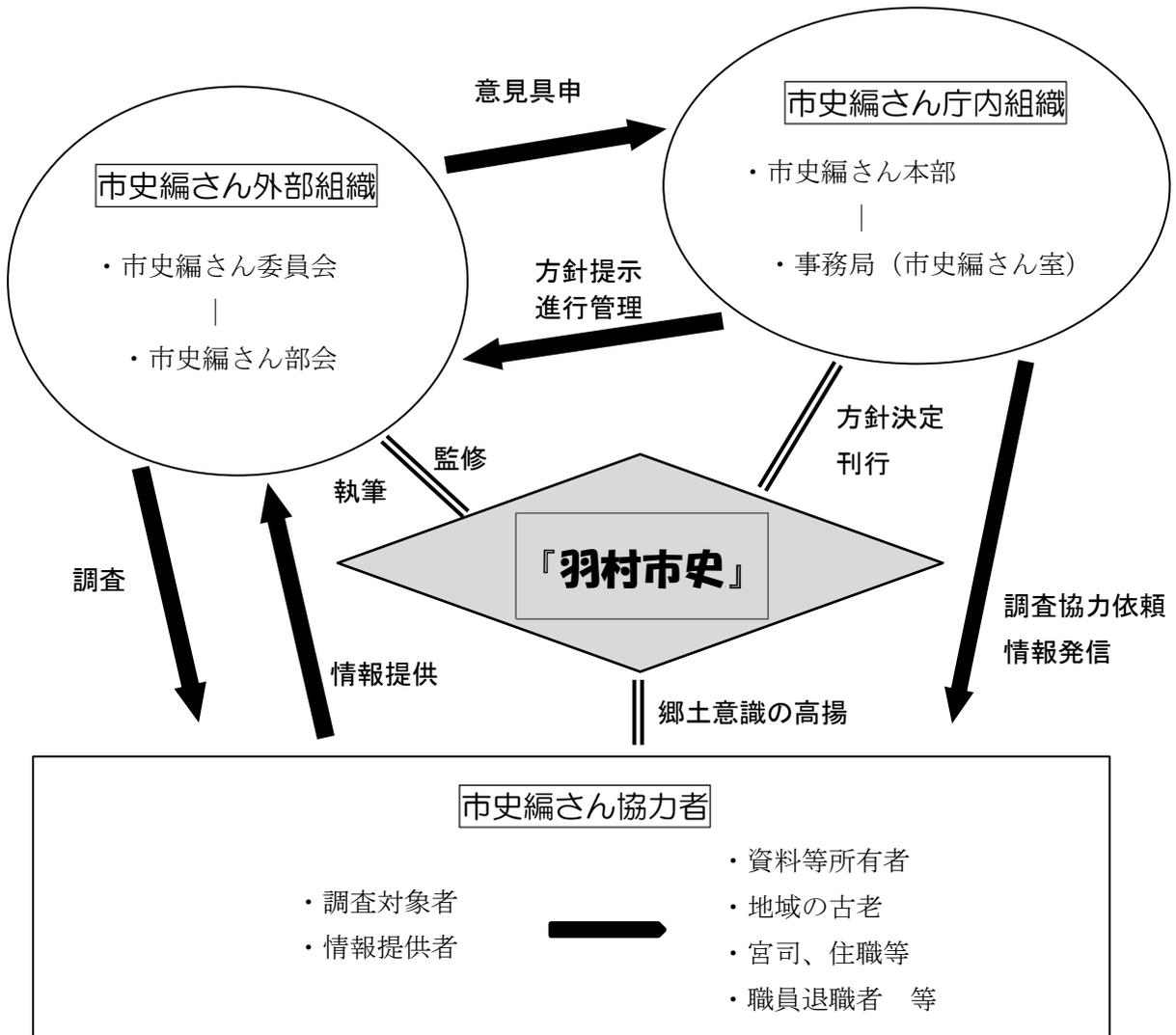
(注)

- 1 羽村市史編さん事業における「編さん」の表記については、「編纂」の「纂」が常用漢字表に記載がないため、「編さん」としています。
- 2 「市の公式サイト」とは、現在一般的な認知度の高い「ホームページ（HP）」を指しますが、「ホームページ」の本来の意味とは異なるため、羽村市においては「公式サイト」と表記しています。

羽村市史編さん体制について

市史編さん体制の基本的な枠組み

- 市史編さん事業の基本的な方向性を決定する組織 …市史編さん本部
- 『羽村市史』を監修する組織 …市史編さん委員会
- 『羽村市史』を編さんするために、調査や執筆を行う組織 …市史編さん部会
- 市史編さんの調査に協力する方々 …市史編さん協力者
 - ・羽村市の歴史や文化について、市史編さん部会に伝える方々（調査対象者）
 - ・個人の知見や経験、情報の提供をする方々（情報提供者）
- 市史編さん事業の事務局として、事業を円滑に進める組織 …市史編さん室
 - ・組織間の連絡調整を行い、予算管理、進行管理等を担う事務的な職員
 - ・市史編さん調査活動のサポートや補足調査等を担う専門的な職員



市史編さん庁内組織

	市史編さん本部	事務局	
		職員	専門調査員
身分	庁内組織	地公法第3条第3項第3号の非常勤特別職	
設置	要綱	—	規定・規則
回数等	適宜	—	35時間/週
備考	本部長：市長 副本部長：副市長 教育長 本部長：部長職	企画総務部長 1名 市史編さん室長 1名 市史編さん担当主査 1名 市史編さん担当主任 1名	原則学芸員有資格者 市の嘱託職員

市史編さん外部組織

	市史編さん委員会		市史編さん部会			
	顧問	委員	部会長	副部会長	部会員	市史編さん主任調査員
身分	個人	地公法第3条第3項第3号の非常勤特別職に準じる	個人			
設置	要綱					
回数等	随時	年2～3回	随時			
備考	羽村市の歴史と文化に造詣が深く、市史編さんに関し見識を有する者	学識経験者 ----- 教育委員会委員 文化財保護審議会委員 商工会推薦 農業委員会推薦 町内会連合会推薦	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 第1部会「原始・古代・中世」 ➤ 第2部会「近世」 ➤ 第3部会「近代・現代・社会」 ➤ 第4部会「自然」 ➤ 第5部会「民俗」 	大学教員 またはこれに準じる研究者 郷土史研究者 (登録郷土研究員を含む)	大学院生 郷土史研究者 (登録郷土研究員を含む)	大学学部生 郷土史研究者 (登録郷土研究員を含む)

市史編さん協力者

	市史編さん協力者
身 分	個人・団体等
設 置	設置例規なし
回数等	適宜
備 考	<p>郷土史を調べている方 資料等所有者 地域の古老 宮司、住職（社寺関係者） 職員退職者 等</p> <p>※市史編さん協力者は、聞き取り調査の際に調査対象者となる方や団体等と、自らが所有する資料等の情報を提供していただける方や団体等がある。</p> <p>※謝礼については、無償のボランティアとし、『羽村市史』巻末に御芳名を記載することとする。</p>

羽村市史編さん事業のスケジュール（案）

内 容		25	26	27	28	29	30	31	32	33		
組織	市史編さん本部会議	●—————●									随時	
	市史編さん委員会委員の任命		●									
	市史編さん委員会		●	●—————●							●	年2~3回
調査	専門調査員調査	●—————●										
	第1部会（原始・古代・中世部会）		●	●	●—————●					●		
	第2部会（近世部会）		●	●	●—————●					●		
	第3部会（近代・現代・社会部会）		●	●—————●							●	
	第4部会（自然部会）		●	●	●—————●					●		
	第5部会（民俗部会）		●	●	●—————●					●		
刊行	資料編「現代はむらの歩み（写真集）」（仮）						★					
	資料編「産業編」（仮）						★					
	資料編「文化・芸能・教育編」（仮）							★				
	資料編「考古・文化財編」（仮）							★				
	通史編「原始～近世編」								★			
	通史編「近・現代編」									★	11/1	
	通史編「自然・民俗編」								★			
	学校教材用ダイジェスト版（小学校編）										★	
	学校教材用ダイジェスト版（中学校編）										★	

本スケジュールは、事務局原案であり、今後修正される場合があります。

本スケジュールは、市史編さんに関するすべての事業を含むものではありません。

羽村市史編さん事業 予定経費

平成26年10月3日現在

平成25年度（決算額）		平成26年度（当初予算額）		平成27年度（H26実計掲載額）		平成28年度（H26実計掲載額）	
報酬	1,451	報酬	9,688				
旅費	20	報償費	8,238				
需用費	140	旅費	50				
備品購入費	771	需用費	150				
		役務費	8				
		委託料	1,484				
		使用料及び賃借料	26				
合計	2,382	合計	19,644	合計	28,204	合計	27,836

※金額の単位は千円です。

※平成25年度は決算額で示していますが、千円単位に丸めたため、実際の決算額と相違があります。

※平成27年度、平成28年度の金額は、「第五次羽村市長期総合計画実施計画（平成26年度～平成28年度）」に掲載の金額です。

※平成27年度以降の事業費については、今後、実施計画のローリング等により金額に変更が生じる場合があります。

※市史編さん事業は平成33年度までの予定ですが、平成29年度以降の事業費については、現在お示しできる数字はありません。

自治体名	書籍名	構成	巻数		刊行年 (本編)	編さん期間	編さん体制	附属刊行物					
			本編	資料編				市史研究	資料集	広報紙	ダイジェスト版	デジタル版	その他
福生市	福生市史	上巻 第一編 原始・古代 第二編 中世 第三編 近世 第四編 民俗 下巻 第五編 近代 第六編 現代 第七編 教育・文化 第八編 自然環境 結び	2	10	上巻 平成5年 下巻 平成6年	S58.10 ~H6	市史編さん委員会 会 長 職務代理 委 員：市議会議員 教育委員 文化財保護審議会委員 学識経験者 助役 企画財政部長 市史編集専門委員会 代表委員(監修者) 職務代理 委 員：原始古代 中世 近世 近代 現代 教育文化 自然環境 民俗 執筆者 事務局 企画財政部長 市史編さん室長 市史編さん担当	福生市史研究 みずくらいど 1号~17号	なし	不明	福生歴史物語 H24改訂版 福生市教育委員会	なし	なし

自治体名	書籍名	構成	巻数		刊行年 (本編)	編さん期間	編さん体制	附属刊行物						
			本編	資料編				市史研究	資料集	広報紙	ダイジェスト版	デジタル版	その他	
青梅市	増補改訂 青梅市史	上巻 自然環境 原始古代 中世 近世 近世の産業交通 文化芸能 下巻 近代 近代の産業 近代以降の交通・運輸・通信 現代 教育 スポーツ 宗教 民俗 建築 植物	2	0	上巻 下巻 平成7年	H2～H7	市史編さん委員会 委員長 委員 原始古代部会 中世部会 近世部会 近代部会 現代部会 民俗部会 写真担当 編集委員 市史編さん委員兼務 事務局 市史編さん担当主幹	なし	なし 『定本青梅市史』 刊行時以降に資料 集・調査報告書等 を発行	なし	なし	なし	なし	なし

自治体名	書籍名	構成	巻数		刊行年 (本編)	編さん期間	編さん体制	附属刊行物						
			本編	資料編				市史研究	資料集	広報紙	ダイジェスト版	デジタル版	その他	
八王子市	新八王子市史	原始・古代編 中世編 近世編（上巻） 近世編（下巻） 近現代編（上巻） 近現代編（下巻） 自然編 民俗編	8	6	原始・古代編 平成 26 年 中世編 平成 27 年 近世編 （上巻） （下巻） 平成 28 年 近現代編 （上巻） 平成 27 年 近現代編 （下巻） 平成 28 年 自然編 平成 25 年 民俗編 平成 28 年	H19～H28	市史編さん審議会 会 長 副会長 委 員：学識経験者 市民団体等 文化財保護審議会委員 公募市民 市史編集委員会 委員長 副委員長 委 員：審議会委員 部会長 市史編集専門部会 原始・古代部会 中世部会 近世部会 近現代部会 民俗部会 自然部会	八王子市史研 究	新八王子市史叢書 新八王子市史民俗 調査報告書	稲荷山通信	予定あり			歴史年 表（案）

自治体名	書籍名	構成	巻数		刊行年 (本編)	編さん期間	編さん体制	附属刊行物					
			本編	資料編				市史研究	資料集	広報紙	ダイジェスト版	デジタル版	その他
小平市	小平市史	地理・考古・民俗編 地理編 第一章 小平市の地理的環境 第二章 小平市の地形と地質 第三章 土と水 第四章 自然災害 考古編 第一章 鈴木遺跡－旧石器時代の生活 痕跡と近世以降の水車小屋－ 第二章 八小遺跡－奈良時代の竪穴住 居跡 第三章 小平市内の道路遺構 －奈良時代の官道 東山道武蔵路－ 第四章 花小金井南遺跡 第五章 その他の遺跡 民俗編 第一章 半世紀の変容と民俗－序にか えて 第二章 農耕生活にみる暮らし －一年の家計－ 第三章 暮らしの空間 －生活の場とその性格－ 第四章 暮らしと技術 第五章 人と物の動き 第六章 都市化のなかの祭り －その停滞・復活・生成－ 第七章 暮らしと信仰 第八章 人と人とのつながり 第九章 新田集落景観の変化 第十章 都市化・宅地化もとの営農 第十一章 伝説・昔話・民謡 近世編 はじめに－小平の近世－ 序章 村ができるまで －武蔵野がひらかれる－ 第一章 村ができる	3	5	地理・考古・民俗編 平成 25 年 近世編 平成 24 年 近現代編 平成 25 年	H20～H26	市史編さん委員会 委員長 副委員長 委 員 市史編さん事業推進本部 本部長：市長 副本部長：副市長 本部員：教育長 部長 各編調査員 市史編さん事務局 調査専門委員 調査補助員	市史研究 小平の歴史を 拓く 第1号～第6号		紙媒体なし 公式サイトに て「市史編さ んこぼれ話」 掲載	予定あり		別冊 付編 年表 索引

自治体名	書籍名	構成	巻数		刊行年 (本編)	編さん期間	編さん体制	附属刊行物					
			本編	資料編				市史研究	資料集	広報紙	ダイジェスト版	デジタル版	その他
狛江市	新狛江市史	本編 新狛江市史本編 普及版・年表 資料編 史料目録編 近世1 近世2 近世3 近現代1 近現代2 近現代3 近現代4 近現代5 考古 民俗	1	11	平成32年	H24～H33	市史編さん委員会 委員長 副委員長 委員：学識経験者 文化財専門員 公募市民 市史編集専門委員会 委員：編さん委員会委員 市史編さん専門調査員 市史編さん調査員 市史編さん協力員	市史研究 狛 江	なし	なし	普及版	なし	年表

自治体名	書籍名	構成	巻数		刊行年 (本編)	編さん期間	編さん体制	附属刊行物					
			本編	資料編				市史研究	資料集	広報紙	ダイジェスト版	デジタル版	その他
相模原市	相模原市史	近代資料編 現代編 現代図録編 現代資料編 現代通史編 現代テーマ編 テーマ編 自然編 民俗編 考古編 文化遺産編 別巻	6 テーマ編 5冊含む	3	近代資料編 平成 28 年 現代図録編 平成 16 年 現代資料編 平成 19 年 現代通史編 平成 22 年 現代テーマ編 平成 25 年 自然編 平成 20 年 民俗編 平成 21 年 考古編 平成 23 年 文化遺産編 平成 26 年 別巻 平成 29 年	H13～H29	市史編さん審議会 会 長 副会長 委 員：学識経験者 公募市民 市史編集委員会 委員長 副委員長 委 員：部会長 部会員 市史編集委員会専門部会 近現代部会 現代図録部会 自然部会 民俗部会 考古部会 文化遺産部会	市史ノート 第 1 号～	調査報告書等	市史編さんだ より 第 1 号～第 53 号 現在休刊中	予定あり	要検討	別巻で 刊行